

○白山市水道事業給水条例

平成17年2月1日

条例第206号

改正 平成18年12月21日条例第48号

平成21年3月24日条例第12号

平成21年9月17日条例第29号

平成23年6月20日条例第36号

平成25年6月24日条例第36号

平成25年12月19日条例第60号

平成28年12月20日条例第52号

平成30年3月23日条例第16号

令和元年9月30日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、水道事業及び簡易水道事業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用する事業をいう。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するため、公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この号において「消費税額」という。）に、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額をいう。

(給水区域)

第2条の2 本市の水道事業の給水区域は、企業管理規程で定める区域とする。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)

第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(工事の費用負担)

第5条 給水装置工事に要する費用(所要費用に消費税等相当額を加えた額をいう。)は、当該給水装置工事をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ管理者による設計の審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、当該給水装置工事が完了したときは、管理者による工事検査を受けなければならない。

3 管理者が給水装置工事を施行するときは、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(配水施設のない箇所等の給水装置工事)

第7条 給水に直接必要な配水施設のない箇所又は当該施設的能力が不足する箇所において給水申込みがあった場合は、これを拒むものとする。ただし、配水施設の施設又は改良に要する工事費の全額を申込者が負担し、かつ、配水に差し支えないと認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合において、給水区域の状況その他管理者が認めたときは、工事費の一部を軽減することができる。

(給水装置の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市の水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の前納)

第10条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた給水装置工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完了後に精算する。

(工事費の分納)

第11条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、管理者の承認を受けて、6箇月以内において分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第12条 管理者が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が完納になった時とし、その管理は、当該給水装置工事の工事費が完納になるまでの間においても給水装置工事の申し込みをした者(以下「工事申込者」という。)の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第13条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を、工事申込者が指定期限までに納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者に損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第14条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができ

る。

(給水の原則)

第15条 管理者は、災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例に規定する場合を除き、給水を制限し、又は停止することができない。

2 管理者は、給水を制限し、又は停止しようとする場合は、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認められた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第19条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第20条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。ただし、管理者が適当と認めるときは、水道利用者等においてメーターを設置することができる。

2 前項本文の規定による保管者は、善良な管理上の注意をもって、メーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(消火栓の使用)

第22条 消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、善良な管理上の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、常に給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(料金の支払義務)

第25条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、給水使用料金及びメーター使用料金の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。

2 前項の給水使用料金については別表第1、メーター使用料金については別表第2のとおりとする。

(料金の算定)

第27条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）に2箇月分を一括してメーターの点検を行い、その計量した使用水量を2で除して得た量により月ごとに算定する。この場合において、使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数を最後の月の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、定例日以外の日にメーターの点検を行い、料金を算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金は、1月として算定した額とする。

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料金を適用する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納入通知書又は口座振替により毎月徴収する。ただし、管理者において必要があるときは、2箇月分をまとめて徴収することができる。

(手数料)

第31条 管理者は、指定給水装置工事事業者の指定の申請があったときは、次の表に定めるところにより、登録手数料を徴収する。

登録の種類	登録手数料
法第16条の2第1項の規定による指定の登録	10,000円
法第25条の3の2第1項の規定による指定更新の登録	5,000円

2 管理者は、給水装置工事の設計審査及び当該工事の監督検査に当たり、申込者から申込みの際、1件につき1,000円の手数料を徴収する。

(加入負担金)

第32条 給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。）をしようとする者から、次の表に定めるところにより水道加入負担金（以下「加入負担金」という。）に消費税等相当額を加えた額を徴収する。ただし、改造をする場合の加入負担金の額は、新口径に応ずる加入負担金の額に消費税等相当額を加えた額と旧口径に応ずる加入負担金

の額に消費税等相当額を加えた額の差額とする。

メーターの口径	加入負担金
13ミリメートル	86,000円
20ミリメートル	105,000円
25ミリメートル	220,000円
30ミリメートル	324,000円
40ミリメートル	620,000円
50ミリメートル	1,067,000円
75ミリメートル	3,000,000円
100ミリメートル以上	管理者が定める額

2 前項の加入負担金は、給水装置工事の申込みの際、徴収する。

(料金及び加入負担金並びに手数料等の減免)

第33条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金及び加入負担金並びに手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第34条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が、第9条の工事費、第23条第2項の修繕費、第26条の料金、第31条の手数料又は第32条の加入負担金を指定期間内に納入しないとき。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第27条のメーターの点検又は第34条の給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(破損に対する損害賠償)

第38条 管理者は、道路工事又はその他の事由により、水道管、弁、栓及びその他水道施設を破損したときは、その損害を賠償させるものとする。

2 前項の事由により、水道水を放出したときは、管理者において認定した水量につき算定した料金を納入しなければならない。

(管理者の責務)

第39条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(過料)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置工事をした者

(2) 正当な理由がなくて、第19条第2項のメーターの設置、第27条のメーターの点検、第34条の給水装置の検査、第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第23条の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第26条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他の不正行

為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第43条 詐欺その他不正の行為によって第26条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松任市水道事業給水条例(昭和45年松任市条例第77号)、美川町水道給水条例(平成10年美川町条例第8号)、鶴来町水道事業給水条例(昭和43年鶴来町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年12月21日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(料金に関する規定の適用)

2 改正後の白山市水道事業給水条例第26条並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成19年5月分として算定する料金から適用し、同年4月分として算定する料金については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月24日条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月17日条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月20日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。

(料金に関する規定の適用)

2 改正後の白山市水道事業給水条例の規定は、平成23年10月分として算定する料金から適用し、同年9月分として算定する料金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年6月24日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(料金及び使用料に関する規定の適用)

- 2 この条例による改正後の白山市水道事業給水条例、白山市農業集落排水施設条例、白山市公共下水道条例及び白山市地域下水道条例の規定は、平成25年11月分として算定する料金及び使用料から適用し、同年10月分として算定する料金及び使用料については、なお従前の例による。

(使用料に関する規定の適用の特例)

- 3 次に掲げる施設等に係る使用料については、この条例の施行の日から6箇月間は、改正後の白山市農業集落排水施設条例、白山市公共下水道条例及び白山市地域下水道条例の規定は適用しない。

事業	名称
農業集落排水事業	河内地区農業集落排水施設、河内第2地区農業集落排水施設、大日地区農業集落排水施設、城山地区農業集落排水施設、若原地区農業集落排水施設、河野地区農業集落排水施設、尾口地区農業集落排水施設
公共下水道事業	直海谷処理区、吉野谷中部処理区、吉野処理区、吉原処理区、鳥越中部処理区、一里野処理区、白峰処理区
地域下水道事業	内尾・下折地区地域下水道、佐良地区地域下水道、木滑地区地域下水道、中宮地区地域下水道、女原地区地域下水道

附 則 (平成25年12月19日条例第60号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(水道料金の消費税に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道、工業用水道及び簡易水道(以下この項において「水道等」という。)の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道等の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、改正後の白山市水道事業給水条例、白山市工業用水道給水条例及び白山市簡易水道事業等給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(月数の端数処理)

4 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則 (平成28年12月20日条例第52号) 抄

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日条例第16号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日条例第15号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 (第26条関係)

給水使用料金

種別	用途	基本料金 (1月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)	
		水量	料金	水量	料金
専用給水及び 共用給水	一般家庭用及 び営業用	10立方メートルま で	819円	10立方メートルを 超え30立方メー トルまで	95円
				30立方メートルを 超え50立方メー トルまで	114円
				50立方メートルを 超え100立方メー トルまで	133円
				100立方メートル を超える分	152円
	浴場営業用	100立方メートル まで	3,333円	100立方メートル を超える分	47円
	特定事業所用	100立方メートル まで	9,523円	100立方メートル を超え300立方メ ートルまで	114円
				300立方メートル を超え500立方メ ートルまで	133円
500立方メートル				152円	

				を超える分	
	臨時用	10立方メートルまで	1,904円	10立方メートルを超え20立方メートルまで	238円
				20立方メートルを超える分	285円
消火栓給水	消防演習用	1栓につき1分ごとに95円			
	消防用（火災発生時）	無料			

備考

- 1 一般家庭用とは、家事の用に水道を使用する場合をいう。
- 2 営業用とは、料理店、飲食店、娯楽場等の営業の用に水道を使用する場合をいう。
- 3 浴場営業用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）に基づき石川県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場の営業の用に水道を使用する場合をいう。
- 4 特定事業所用とは、学校、工場その他これに類する事業所等で、相当な水量を事業所の用に使用する場合をいう。
- 5 臨時用とは、建設工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。

別表第2（第26条関係）

メーター使用料金

口径の種類	使用料（1月につき）	口径の種類	使用料（1月につき）
13ミリメートル	66円	40ミリメートル	352円
20ミリメートル	161円	50ミリメートル	904円
25ミリメートル	180円	75ミリメートル	3,142円
30ミリメートル	295円	100ミリメートル	3,809円